（道路運送法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　旅客自動車運送事業
第一節　一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）
第二節　特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十五条）」を「第二章　旅客自動車運送事業
第一節　一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）
第二節　特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十五条）
第二章の二　旅客自動車運送適正化事業実施機関（第三十四条―第三十五条）」に改める。

第四条第八項第三号中「並びに地方運輸局長」を「及び地方運輸局長」に、「タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）及びハイヤー（同法第二条第二項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）の別」を「国土交通大臣が定める区分」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十五条第一項第五号中「並びにタクシー及びハイヤーの別」を「及び国土交通大臣が定める区分」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　旅客自動車運送適正化事業実施機関（第三十四条―第三十五条）

（適正化機関の指定）

第三十四条　法第四十三条の二第一項の規定による指定は、旅客自動車運送事業の種別（法第三条第一号イからハまで及び第二号に掲げる旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）ごとに行う。

（適正化機関の指定の申請）

第三十四条の二　法第四十三条の二第一項の規定により適正化機関の指定を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した適正化機関指定申請書を提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　適正化事業を実施しようとする旅客自動車運送事業の種別
三　指定に係る区域
四　事務所の所在地
五　適正化事業の開始の予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書
二　最近の事業年度における貸借対照表
三　役員の名簿及び履歴書
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　組織及び運営に関する事項を記載した書類
六　適正化事業の実施に関する計画を記載した書類
七　その他参考となる事項を記載した書類

（適正化機関の指定の基準）

第三十四条の三　法第四十三条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる基準に適合しているものとする。

一　職員、適正化事業の実施の方法その他の事項についての適正化事業の実施に関する計画が適正化事業の適確な実施のために適切なものであること
二　前号の適正化事業の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること
三　一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正化事業を実施しようとする場合には、当該一般社団法人又は一般財団法人の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が区域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該区域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の二分の一以上であること

（適正化事業指導員）

第三十四条の四　適正化機関は、法第四十三条の三第一号及び第二号に掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるため、適正化事業指導員を選任しなければならない。

2　適正化機関は、適正化事業指導員に対し、第一号様式による身分を示す証明書を交付しなければならない。

3　適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（適正化事業に係る事業計画等）

第三十四条の五　適正化機関は、毎事業年度、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に掲げるところにより地方運輸局長に提出しなければならない。

一　適正化事業に係る事業計画及び収支予算　当該事業年度の開始の日の十五日前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）
二　適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書　当該事業年度の終了後三月以内に

（地方運輸局長との連絡等）

第三十四条の六　適正化機関は、適正化事業の運営について、地方運輸局長と密接に連絡するものとする。

2　地方運輸局長は、適正化機関に対し、適正化事業の円滑な運営に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三十五条　削除

第四十九条第三号中「タクシー」の下に「（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）」を加え、同号イ中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同号ロ中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加える。

第五十一条の五中「第一号様式」を「第二号様式」に改める。

第六十三条中「第九十四条第六項」を「第九十四条第七項」に、「第二号様式」を「第三号様式」に改める。

第六十六条第一項各号列記以外の部分中「特定旅客自動車運送事業者」の下に「、適正化機関」を加え、同項第五号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十　適正化機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合　地方運輸局長
十一　適正化機関が、第三十四条の四の規定により適正化事業指導員を選任した場合　地方運輸局長
十二　適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合　地方運輸局長

第六十六条第二項中「場合にあつては」の下に「あらかじめ、同項第十一号及び第十二号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第十三号に掲げる場合にあつては」を加え、同条第三項中「又は第六号」を「、第六号、第十号、第十一号又は第十二号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一項第十二号に掲げる場合にあっては、適正化事業指導員でなくなった理由

第六十六条に次の一項を加える。

4　地方運輸局長は、第一項第十号の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第六十七条第一項第四号及び第七十条第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。